

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、A所在のB組合（以下「組合」という。）に雇用され、平成〇年〇月〇日からC所在の組合D支店において支店長として勤務した後、平成〇年〇月〇日からは、組合本部E部において副部長として勤務していた。

請求人によると、組合F支店の支店長に就任した平成〇年以來、過重な責任によるプレッシャー、ペナルティを伴うノルマの存在、達成不可能なノルマ等により、精神的に極限まで追い詰められていったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、G病院に受診し、「右上下肢末梢神経障害、右肘関節滑膜炎」と診断された。また、同年〇月〇日、H病院に受診し、「末梢神経障害」と診断され、その後、平成〇年〇月〇日、I病院に転医し、「末梢神経障害」と診断された。さらに、同年〇月〇日、H病院に受診し、「解離性運動障害」と診断された。

請求人は、上記の精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は、ICD-10診断ガイドラインに照らし、「F44.4 解離性運動障害」（以下「本件疾病」という。）を発病しており、その時期は平成〇年〇月〇日と判断する旨の意見を述べているところ、請求人の症状等に照らすと、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると判断する。

この点について、請求人は、「平成〇年〇月〇日の仕事中に突然症状が発現したので、この時が発病と思っている。」旨述べ、J医師も、平成〇年〇月〇日付け診断書において、「平成〇年〇月〇日に右上下肢の痺れ、呂律が回らないなどの症状を認めた。」旨の意見を述べて、本件疾病の発病時期を平成〇年〇月〇日としている。しかしながら、同年〇月〇日に激しい頭痛の症状が出現し、その後右半身麻痺、痺れ等が生じているという症状の経過からすると、専門部会の意見のとおり、最初に症状が出現した日をもって発病時期とするのが妥当であると思料されるところであり、その主張は採用することができない。

- (2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。
- (4) 請求人及び再審査請求代理人(以下「請求代理人」という。請求人及び請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。)は、業務による心理的負荷となった出来事として、①平成〇年〇月〇日、組合本部E部に異動させられた上、部長待遇の支店長から副部長待遇に降格させられ、しかも、業務目標を達成するように支店長を追い込み、叱責するといった請求人にとって強い精神的苦痛を伴う業務を担当させられたこと、②K部長は、日常的に各支店長に対して罵倒するに等しい叱責をしており、請求人は同部長の電話での発言を傍らで聞くことに強い苦痛を感じていたこと、③平成〇年〇月に組合F支店の支店長に就任して以来、支店長として勤務している間、継続的にノルマを課され続け、精神的に極限まで追い詰められたことを主張している。

ア 上記①の出来事について、請求人は、「L常務に『精神的にやっていけないので、営業と関係のない部署に異動させてくれ。』と言い、人事部長にも『降格でもいいので、営業店から離れたい。』と言ったところ、平成〇年〇月に異動となったが、話が違ふと思った。降格だけが話が同じで、異動先はE部なので不満であった。」旨述べているものの、その一方において、「お客さんと直接対応する業務はないので、とりあえずやってみようと思直した。」「支店長についてお客さんのところに行くことはあっても、自分のお客さんではないので、気が楽であった。」とも述べている。

これらの申述からみて、請求人は、自ら降格を承知して異動を希望し、それが実現したものの、異動先は希望に副うものではなかったため、不満を抱いたものと推認される。もっとも、異動後の仕事は、顧客に直接対応するものではなかったことから、比較的気楽であったと感じていた様子であり、当該出来事は、認定基準別表1の「配置転換があった」(平均的な心理的負荷の

強度「Ⅱ」)に該当するとみることができるも、異動後の業務への対応が困難であったとは言い難いことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

なお、請求代理人は、請求人の異動後の仕事は、全店舗の営業数値目標を設定・管理するものであり、組合役員と各支店長との間の板挟みとなることも多く、日々強いストレスを感じるものであったことも評価すべきと主張する。しかしながら、数値目標の達成は、各支店長に求められるものであり、また、当該数値目標の了承も理事長が行い、さらに、業績の悪い支店に対する督励は上司であるK部長が行っていたものであることから、請求人に強い心理的負荷がかかるものであるとは認められず、同主張を採用することはできない。

イ 上記②の出来事について、請求人は、「K部長は、パワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）みたいに朝から各支店に対し叱責し、高圧的に人間性を否定するような罵声を浴びせていた。Mと二人でK部長の態度を何とかしてほしいとL常務とN監事に直訴したが、部内のことは部内で解決してほしいと逆に言われた。」旨述べるとともに、「直接的に私の発病のスイッチを押したのは、K部長が朝から営業店に電話をし、大きな声で叱っているのを聞いたことと部長の言動を止めさせてほしいとL常務やN監事に話したのに聞いてもらえなかったことである。L常務やN監事に話したのは平成〇年の夏頃である。」「職員はみんな『また始まった。』と思っていた。課長たちとの雑談の中で『ちょっと何とかしないと。』、『あんなのはパワハラだぞ。』と話していた。」旨述べている。また、Mは、「K部長は、もともと声が大きく、声のトーンも低いし、話し方も少しぶっきらぼうな方なので、聞く人にとっては、威圧的に感じる人もいると思う。」「『この調子で目標達成できるのか。』、『何やってるんだ。できるのか。』などと畳みかけるように支店に朝から電話をしていた。」「請求人は、K部長の言い方を聞いていて辛いというよりは、何とかならないかと思って行動に移した感じであった。請求人がK部長から大きな声で叱責されていることはなかった。」旨述べている。

これらの申述からすると、請求人を含む関係者がK部長の言動に対して嫌悪感や不快感を抱いていたことはいかかわれるものの、K部長との間に業務をめぐる方針等について客観的に認識されるような対立が生じたわけではな

く、また、請求人自身がK部長から直接叱責されたわけでもないことから、当該出来事を認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価は「弱」程度と判断する。

なお、請求人は、K部長の言動について、L常務やN監事が取り上げてくれなかったことも心理的負荷となった旨述べているが、この点について請求人の主張する出来事は、平成〇年夏頃の出来事であって、本件疾病発病後の出来事であるから、心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

ウ 上記③の出来事について、請求人らは、請求人が平成〇年〇月に組合F支店の支店長に就任して以来、本部からは義務的ノルマとして営業目標を課され、特にリーマンショック以降はいくら努力しても営業目標を達成できない事態が生じ始めるなど、在籍期間中継続的にノルマを課され続け、精神的に極限まで追い詰められたと述べている。しかしながら、これらの出来事についても、評価期間よりも前のことであり、心理的負荷の評価の対象とすることはできず、同主張を採用することはできない。

エ 請求人の労働時間については、監督署長が認定した評価期間における1か月当たりの時間外労働時間をみると、最大でも18時間9分であることから、請求人が恒常的な長時間労働に従事していたものとは認められない。

オ 以上のとおり、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が2つであり、恒常的な長時間労働も認められないことから、当審査会としては、業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であり「強」には至らないものと判断する。

(5) 請求人の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

(6) 請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。